

鳥栖・三養基地区消防事務組合

令和4年12月組合議会臨時会会議録

令和4年12月27日

1 出席議員氏名

松隈 清之	岡 広明	森山 林	尼寺 省悟	江副 康成
西依 義規	重松 一徳	中村 絵理	松信 彰文	中山 五雄
田中 静雄				

2 欠席議員氏名

宮原 宏典

3 議会録署名議員

西依 義規 松信 彰文

4 地方自治法第121条による説明員氏名

管理者	橋本 康志	副管理者	岡 毅
副管理者	松田 一也	副管理者	武廣 勇平
消防長	下田 辰也	次長	秋吉 孝二
次長兼鳥栖消防署長	森園 省三	総務課長	西山 伸一
警防課長	松永 康輝	情報指令課長	井上 耕一
西消防署長	田中 清雅	予防課参事	永田 文隆
総務課長補佐	大寫 邦彦	総務課長補佐	牛嶋 崇宏
総務係長	園木 勝彦	財政係長	黒田 聡

5 議会事務局員氏名

総務係員 黒岩 義弘

6 議事日程

日程第 1	会期決定
日程第 2	会議録署名議員の指名
日程第 3	管理者提案理由説明
日程第 4	鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5	財産（物品）の取得について（救助工作車）
日程第 6	令和4年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第2号）
日程第 7	専決処分事項の報告

7 議会に付した案件

議事日程のとおり

8 議会の経過

開会 13時33分から13時53分

(松隈議長)

本日、鳥栖・三養基地区消防事務組合告示第10号におきまして、組合議会臨時会が招集されました。

ただ今、出席人員11人によって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

これより組合議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(松隈議長)

ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては会議規則第94条の規定により、議長において西依義規議員並びに松信彰文議員を指名いたします。

(松隈議長)

日程第3 管理者提案理由の説明を求めます。

(橋本管理者)

議長。

(松隈議長)

橋本管理者。

(橋本管理者)

こんにちは、歳末の忙しい中お集まり頂きましてありがとうございます。

本日、ここに組合議会臨時会を招集いたしまして、提案しております議案について概要を説明し、ご審議をお願いすることといたしました。

議案第10号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは人事院勧告等に準じまして、本組合においても職員の給与を改定するものでございます。

次に議案第11号 財産（物品）の取得について申し上げます。

これは救助工作車の更新をいたしたく、契約の締結について議決をお願いするものでございます。

議案第12号 鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入、歳出それぞれ602万円を追加し、既決の予算と合わせまして予算の総額を18億7,601万8千円といたしております。

次に報告第2号 専決処分事項の報告でございますが、救助活動時に発生いたしました安全管理上のかしに基づく損害賠償について専決処分いたしましたので、ご報告するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、何とぞよろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

（松隈議長）

ありがとうございました。

日程第4 議案第10号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

（西山総務課長）

はい、議長。

（松隈議長）

西山総務課長。

（西山総務課長）

みなさん、こんにちは。総務課長の西山でございます。

議案第10号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書①の1ページをお願いいたします。

本年の人事院勧告等に伴い佐賀県職員給与条例の一部が改正されたことから、本組合も佐賀県に準じまして改正するものでございます。

第1条の改正内容は令和4年度に支給する期末・勤勉手当の支給月数が、民間における特別給の支給割合を0.10月分下回っていることから、一般職につきましては支給月数を0.10月分、再任用職員につきましては0.05月分引き上げまして、それぞれ12月の勤勉手当に配分するものでございます。

また、民間との給与格差を下回る範囲内で人材確保を図る観点から、職員の初任給及び若年層の給料の引上げをお願いするものでございます。

なお、給料の改正につきましては本年4月1日から適用いたします。

次に5ページをお願いいたします。

第2条は令和5年度以降に支給する期末・勤勉手当につきまして、支給月数の引き上げ0.10月分を、6月と12月の勤勉手当にそれぞれ0.05月分配分するものでございます。

また、再任用職員につきましては、支給月数の引き上げ0.05月分を、6月と12月の勤勉手当にそれぞれ0.025月分配分するものでございます。

③の議案参考資料の1ページ2ページに新旧対照表を添付いたしておりますので、ご参照いただければと思います。

以上、説明とさせていただきますが、何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。

これより議案第10号の質疑を行います。

(中村議員)

はい、議長。

(松隈議長)

中村議員。

(中村議員)

この件につきまして、3つほど小さい事ですけどもお尋ねしたいと思います。

まず初任給の引上げについて、その引上げ額と対象者がいらっしゃると思うんですが、それをお示してください。

それから若年層とはどの号給号俸あたりを示されるのか、それからどの役職くらいまでをさしているのかお教えてください。それから、またこれも細かいんですが、勧告後の給与は勧告前と比べて、比較して年間で平均どれくらい値上がりしたのか、この所を知りたいので教えていただけたらと思います。

(西山総務課長)

はい、議長。

(松隈議長)

西山総務課長。

(西山総務課長)

中村議員のご質問にお答えします。

1点目の質問について、引上げ額については大学卒業程度が3,000円、高校卒業程度が4,000円で、当組合では35歳以下の職員60名が対象となります。

2点目について、今回の給料表の改正については1級が72号給まで、2級が40号給まで、3級が22号給まで、4級が5号給までの対象となり、なお4級については主査級となりますが、今回の改正の該当職員は3級主任までとなっています。

3点目について、若年層は年間平均金額については、時間外勤務手当や期末勤勉手当、その他の手当についても引き上げることから、該当者平均年齢27歳で5万7千円程度引きあがる予定であります。

以上お答えとさせていただきます。

(中村議員)

はい、議長。

(松隈議長)

中村議員。

(中村議員)

ありがとうございます。

それとですね、もうひとつ年間5万7千円ということで微妙に上がるんですけども、物価も相当上がってるので皆さん大変だなと思うんですが、このほかに5級、6級、7級の違いを教えてくださいてもよろしいですか。

(西山総務課長)

はい、議長。

(松隈議長)

西山総務課長。

(西山総務課長)

等級別基準職務表において5級については課長補佐級、6級については次長、課長級、7級については消防長の職務級となっております。

以上です。

(中村議員)

はい、議長

(松隈議長)

中村議員。

(中村議員)

ありがとうございます。

うちの行政の方では、7級というのがなかったので、そこをお聞きしたかったのでありがとうございます。以上です。

(松隈議長)

他にありませんか。

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第10号

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(松隈議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり決しました。

(松隈議長)

日程第5 議案第11号財産（物品）の取得について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(松永警防課長)

はい、議長。

(松隈議長)

松永警防課長。

(松永警防課長)

みなさんこんにちは。

議案第11号 財産の取得についてご説明いたします。

①の議案書6ページと③の参考資料3ページから6ページをご覧ください。

財産の取得について、車両更新計画に基づき消防用車両を計画的に更新し、救助体制の充実・強化を図るため、救助工作車1台を購入するにあたり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

現在、鳥栖消防署に配置いたしております救助工作車でございますが、消防車両及び通信施設等の整備（更新）に関する要綱に規定する更新基準の16年を経過し、老朽化が進んでおりますので防衛省の助成事業及び緊急・防災減災事業債を活用し、更

新するものでございます。

なお、救助工作車1台の契約金額は1億5,951万1,070円、契約の相手方は西部消防株式会社佐賀営業所であり、去る11月25日4者による指名競争入札を行い、仮契約を締結いたしております。

以上、説明とさせていただきますが、何卒、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。

これより議案第11号の質疑を行います。

(重松議員)

議長。

(松隈議長)

重松議員。

(重松議員)

確認させてもらいたいんですが、別紙③の資料の6ページに入札状況調書が載っています。落札した企業が1億4,501万1,070円で落札されて、消費税が1割ということですが、1億5,951万2,177円になるわけでございますけども、契約金額は1億5,951万1,070円、約1,000円ちょっと位差がでています。この理由と、入札に参加された業者の全社端数が1万1,070円でそろっている、この2点について理由を教えてください。

(松永警防課長)

はい、議長。

(松隈議長)

松永警防課長。

(松永警防課長)

重松議員のご質問にお答えいたします。

消費税につきましては10%となっておりますが、車両購入に伴いまして非課税分、検査登録法定費用8,320円、それから車庫証明法定費用2,750円、これが非課税となっております関係で消費税の金額が合わないところでございます。

それから端数の1万1,070円ですが、これにつきましても非課税分の費用8,320円と2,750円を足した分が、入札価格に追加されてあるものと予想しております。

以上でございます。

(重松議員)

はい、了解です。

(松隈議長)

他にありませんか。

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第11号 財産（物品）の取得については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(松隈議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 財産（物品）の取得については原案のとおり決しました。

(松隈議長)

日程第6 議案第12号 令和4年度 鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第2号）について議題といたします。

詳細説明を求めます。

(西山総務課長)

はい、議長。

(松隈議長)

西山総務課長。

(西山総務課長)

議案第12号 令和4年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

別冊②の令和4年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第2号）の1ページをお願いいたします。

今回の補正に関しましては、給料及び職員手当等の増額に伴うものでございます。

補正額でございますが、既決の予算の総額に歳入、歳出それぞれ602万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億7,601万8千円といたしております。

次に5ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございますが款3消防費、項1消防施設費、救助工作車整備

事業の１億５，９６６万７千円につきましては、当初の仕様書で想定していた日野自動車のベース車両に排ガス等の不正問題が発覚し、出荷の見込みが立たない状況となりましたので、いすゞ自動車のシャシに変更しておりますが受注が集中する状況となり、車両の納入に大幅な遅れが生じるため年度内での事業完了が困難となりましたので、翌年度へ繰越をお願いするものでございます。

それでは、予算の詳細について事項別にご説明いたしますので、１０ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが款７繰入金、項１基金繰入金、目１の財政調整基金繰入金として６０２万円を増額し、補正後の額を６，０２１千円といたしております。

次に１１ページをお願いいたします。

款２総務費、項１総務管理費、目１の一般管理費につきましては６０２万円を増額し、補正後の額を１５億７，５５９万３千円といたしております。

内訳でございますが節１の報酬を９万８千円、節２給料を１２１万４千円、節３職員手当等を４７０万８千円増額するものでございます。

なお、④の議案概要説明書の１ページに歳入・歳出の概要を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、説明とさせていただきますが、何卒、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

（松隈議長）

詳細説明が終わりました。

これより議案第１２号の質疑を行います。

ございませんか。

では、質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して直ちに採決を行います。

（松隈議長）

議案第１２号 令和４年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第２号）については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

（松隈議長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１２号 令和４年度 鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第２号）については原案のとおり決しました。

（松隈議長）

日程第７ 報告第２号 専決処分事項の報告について議題といたします。

詳細説明を求めます。

(西山総務課長)

はい、議長。

(松隈議長)

西山総務課長。

(西山総務課長)

報告第2号、専決処分事項の報告についてご説明いたします。

議案書①の7ページ8ページをお願いいたします。

本件の概要につきましては、令和4年8月3日 鳥栖市藤木町共同住宅での救助事案において、2階に居住する傷病者を救出する際、特殊な構造により誤って別の居住部分、1階窓ガラスを破壊し破損したものでございます。

なお、相手方とは令和4年8月16日に示談が成立したため、予備費を充用し保障補填及び賠償金として、窓ガラス取り換え工事のため7万7千円を支出し、その後8月26日本組合が加入しています消防業務賠償責任保険で、支出額と同額の保険金を収入いたしております。

また、専決処分につきましては、本組合管理者の専決処分の指定に関する条例第2条第1項第5号に規定しています、1件30万円以下の損害賠償額を決定することから令和4年8月17日に専決処分を行い、地方自治法第180条第2項の規定により組合議会へ報告するものでございます。

今後の対策といたしまして、指令台の地図に特殊な建築物にはマークを表示させ、活動隊に周知できるようにいたしております。

以上、説明を終わらせていただきます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。

これより報告第2号の質疑を行います。

ございませんか。

質疑を終わります。

(松隈議長)

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして組合議会臨時会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会 13時53分

地方自治法第123条の規定に基づき、ここに署名いたします。

令和5年/月 6 日

会議録署名議員

鳥栖・三養基地区消防事務組合議長

松隈清之

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

西依義規

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

松信彰文